

# daily コラム

2024年12月4日(水)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email [tfc@wakei-kai.com](mailto:tfc@wakei-kai.com)

## 「高年齢雇用継続給付」が 最大10%へ引き下げに！

### 「高年齢雇用継続給付」とは？

高年齢者雇用安定法は、「定年を定める場合、60歳を下回ってはならない」と定めています。以前の年金支給開始年齢は60歳で、定年後すぐに年金が受給できていました。

しかし、昭和16年4月2日（女性は昭和21年4月2日）以降生まれの方は、支給開始年齢が段階的に引き下げられ、昭和36年4月2日（女性は昭和41年4月2日）以降生まれの方は、厚生年金と国民年金ともに、原則65歳支給開始となっています。

60歳で定年退職して無職になると、年金支給開始まで収入の空白期間が発生します。

そのため、定年の廃止や延長、希望者の再雇用などが企業に義務づけられています。「高年齢雇用継続給付」は、60歳到達時点（雇用保険被保険者期間5年未満の方は、60歳以降で被保険者期間が5年となる時点）の賃金の75%未満で働き続ける60歳以上65歳未満の雇用保険被保険者に支払われた賃金の最大15%が給付される制度です。

### 「高年齢雇用継続給付」は最大10%に

雇用保険法の改正に伴い、令和7年4月以降、高年齢雇用継続給付の支給率は最大15%から最大10%に引き下げられます。

### ＜高年齢雇用継続給付の支給率＞

| 賃金低下率                     | 支給率               |
|---------------------------|-------------------|
| 64%以下（旧61%以下）             | 10%（旧15%）         |
| 64%超75%未満<br>（旧61%超75%未満） | 0～10%<br>（旧0～15%） |
| 75%以上                     | 不支給               |

※（ ）内は改定前

支給率が引き下げられる一方で、賃金低下率の下限は61%から64%に引き上げられます。

高年齢雇用継続給付を受給している方は、賃金との合計手取額が減少しますので、手取額を維持するためには、賃金引き上げなどの対応が必要になります。

なお、高年齢雇用継続給付には支給限度額が設定されており、月額376,750円以上（令和6年8月以降の基準）の賃金を受けた場合、高年齢雇用継続給付を受けることができなくなるので、注意が必要です。

